（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第百五十七条の六）

第百七条の三　裁判所は、法第百五十七条の六第二項に規定する方法によつて尋問する場合（証人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、尋問前に、証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他証人の在席する場所が当該方法によつて尋問するために適当であることを確認しなければならない。

（尋問上の注意、在廷証人）

第百十三条　［略］

2　証人が、法第百五十七条の六第一項に規定する同一構内にいるとき、又は同条第二項に規定する同一構内以外にある場所であつて適当と認めるものにいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

（宣誓の方式・法第百五十四条）

第百十八条　宣誓は、証人が、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、証人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

［削る］

2‖　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

（宣誓・法第百六十六条）

第百二十八条　［略］

2　宣誓は、鑑定人が、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

［削る］

（鑑定のための閲覧等）

第百三十四条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、法第百五十七条の六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

［3　略］

（処分をすべき裁判官・法第百七十九条）

第百三十七条　証拠保全の請求は、次に掲げる地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

一　押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）については、押収すべき物の所在地

二‖　電磁的記録提供命令については、これを受ける者の現在地

［三～五　略］

［2　略］

（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第百五十七条の六）

第百七条の三　法第百五十七条の六第二項の同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものは、同項に規定する方法による尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所とする。

（尋問上の注意、在廷証人）

第百十三条　［同上］

2　証人が裁判所の構内（第百七条の三に規定する他の裁判所の構内を含む。）にいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

（宣誓の方式・法第百五十四条）

第百十八条　宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

2‖　宣誓書には、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、又何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

3‖　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、且つこれに署名押印させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

4‖　宣誓は、起立して厳粛にこれを行わなければならない。

（宣誓・法第百六十六条）

第百二十八条　［同上］

2　宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

3‖　宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定のための閲覧等）

第百三十四条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、法第百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

［3　同上］

（処分をすべき裁判官・法第百七十九条）

第百三十七条　［同上］

一　押収（記録命令付差押えを除く。）については、押収すべき物の所在地

二‖　記録命令付差押えについては、電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者の現在地

［三～五　同上］

［2　同上］